

令和 8 年度阿南町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めます。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によります。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とします。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとします。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者の雇用の等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用推進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用推進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の役務等を行う団体

5 調達の対象となる物品等

障害者就労施設等が提供することが可能な物品等とします。

6 調達目標

今年度においては 30 千円を目標とし、それを上回るよう努めます。

7 調達の推進方法

- (1) 町は、障害者就労施設等から調達可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報に基づき優先調達の推進に努めます。
- (2) 障害者就労施設等からの調達にあたっては、発注可能な物品等を各課等において十分に検討します。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を策定または見直したときは、町ホームページ等により公表します。
- (2) 調達実績については、実績を取りまとめ町ホームページ等により公表します。

9 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針に基づく担当窓口は民生課福祉係が行います。